特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
8	国民健康保険法に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利府町は国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「国保法」という。)に基づく、国民健康保険の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈認証、ユーザーID及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県宮城郡利府町長

公表日

令和4年4月15日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 国民健康保険事務 国保法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行っている。 国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年 法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 国保法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。) の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 (2) 国保法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定 疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に 関する事務(前号に掲げるものを除く。) (3) 国保法による保険給付の支給に関する事務 (4) 国保法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 (5) 国保法第63条の2の一時差止め関する事務 (6) 国保法第76条の1の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 (7) 国民健康保険法第82条第1項又は第3項の保健事業の実施に関する事務 (8) 国民健康保険法第113条の2第1項の資料の提供等の求めに関する事務 番号法の別表第二を基に利府町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシス テムに接続して各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して、特定個人情報につ いて情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ②事務の概要 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオ ンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同し て「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用また は提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療 報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定 が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の 提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共 同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国 保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サー バー等の運営を共同して行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得 等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を 受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履 歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経 由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町から の委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、 情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格 情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並び に紐付け情報の提供を行う。 国民健康保険(資格)システム、国保給付管理システム、統合宛名システム、中間サーバーシステム、 ③システムの名称 国民健康保険(賦課)システム、国保情報集約システム、国保総合システム

2. 特定個人情報ファイル名

国保資格ファイル、国保負担区分ファイル、資格情報(個人)ファイル、国保給付ファイル、宛名情報ファイル、資格情報(世帯)ファイル、世帯所得区分情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

番号法第9条第1項 別表第一30の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第24条各号)

国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項、別表第2 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第9項、第17項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第43項、第58項、第62項、第80項、第87項、第93項、第106項、第109項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条の1、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第55条の2 (別表第2における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8項、第42項、第43項、第44項・別表第2主務省令第7号第25条の1、第25条の2、第26条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	総務課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2111
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	町民課 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地 022-767-2340

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	2年9月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和	2年9月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
	項目評価書] 施機関については、それぞれ』	重点項目評価書又は슄	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 È項目評価書において、リスク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシステ	ムを通じた入手を除	k(。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	D取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	クシステムを通じた提	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接	接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・2	肖去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・图	外		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	作者に守秘義務を課し、ユーザーID及びパス ワードにより操作者と操作する権限を限定、追 跡調査のためのコンピューターの使用記録を保 存、照会条件を限定する等の対策を講じてい	内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、カード認証、ユーザーI D及びパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためのコンピューターの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。	事前	
平成29年4月1日	I-1-②事務の概要	又は死亡に関して必要な保険給付を行っている。 国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 国保法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。) の受理、その申請等に係る事実についての審	別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 国保法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。) の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務(2) 国保法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齡受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。)	事前	
			定個人情報について情報連携を打つ。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。		上記内容の続き

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I −1−③システムの名称		国民健康保険税システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバーシステム、宛名システム、国保情報集約システム	事前	
平成29年4月1日	I -2特定個人情報ファイル 名	住民基本台帳ファイル、住登外登録情報ファイル、国民健康保険特定個人情報ファイル、宛名 特定個人情報ファイル	住民基本台帳ファイル、住登外登録情報ファイル、国民健康保険特定個人情報ファイル、宛名 特定個人情報ファイル、給付情報ファイル	事前	
平成29年4月1日	I -4-②法令上の根拠	項、第3項、第4項、第5項、第26項、第27項、 第30項、第33項、第39項、第42項、第43 項、第58項、第62項、第80項、第87項、第9 3項、第106項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2 主務省令第7号」という。) 第1条、第2条、第3 条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25	第30項、第33項、第39項、第42項、第43 項、第58項、第62項、第80項、第87項、第9 3項、第106項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成	事前	
平成29年4月1日	I -5-2所属長	町民課長 庄司 幾子	町民課長 伊藤 智	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ -1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱ -2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日		国民健康保険税システム、団体内統合宛名管 理システム、中間サーバーシステム、宛名シス テム、国保情報集約システム	国民健康保険(資格)システム、国保給付管理システム、統合宛名システム、中間サーバーシステム、国民健康保険(賦課)システム、国保情報集約システム、国保総合システム	事後	基幹系システム更新
平成30年4月1日	I -2. 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル、住登外登録情報ファイル、国民健康保険特定個人情報ファイル、宛名 特定個人情報ファイル、給付情報ファイル	国保資格ファイル、国保負担区分ファイル、資格情報(個人)ファイル、国保給付ファイル、宛名情報ファイル	事後	基幹系システム更新
平成30年4月1日	Ⅱ -1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅱ -2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年7月13日	I -5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	町民課長 伊藤 智	町民課長	事後	H30.5月新様式変更
平成30年7月13日	Ⅱ -1対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年7月13日	Ⅱ -2取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年6月24日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	用記録を保存、照会条件を限定する等の対策	作者に守秘義務を課し、静脈認証、ユーザーID	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	た町川切ら車路	る。 国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 国保法による被保険者に係る申請等(申て同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審又はその申請等に係る事実についての審又はその申請等に係る事実に対する心事、との受理、その申請等に係る事とに関する事とのを含される事とのを含される。)の受理、表の申請等に係る事とに関する事務(2)国保法による被保険者証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、限度額適用。限養証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。) (3) 国保法による保険給付の支給に関する事務(4) 国保法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務(5) 国保法第63条の2の一時差止め関する事務(6) 国保法第76条の1の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務(6) 国民健康を基に利府町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネット	又は死亡に関して必要な保険給付を行っている。 国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 国保法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。) の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に所る事とに関する事務(2) 国保法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。)	事後	
令和1年6月24日		特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	番号法の別表第二を基に利府町は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して、特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事前	上記欄の続き

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	I -4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	項、第58項、第62項、第80項、第87項、第9 3項、第106項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2 主務省令第7号」という。) 第1条、第2条、第3 条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25	第26項、第27項、第30項、第33項、第39 項、第42項、第43項、第58項、第62項、第8 0項、第87項、第93項、第106項、109項 ·行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2 主務省令第7号」という。) 第1条、第2条、第3 条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19 条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25 条の1、第25条の2、第31条の2、第33条、第 43条、第44条、第46条、第53条、第55条の 2 (別表第2における情報照会の根拠) ·番号法第19条第7項、第42項、第43項、第4	事後	
令和1年6月24日	いつ時点の計数か	平成30年7月1日時点	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月24日	Ⅱ -2. 取扱者数 いつ時点の計数か		令和1年6月1日	事後	
令和1年6月24日	VI リスク対策	なし	新規追加	事後	
	表紙 評価書名	国民健康保険法による国民健康保険の給付に 関する事務 基礎項目評価書	国民健康保険法に関する事務 基礎項目評価書	事後	
	I -1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	国民健康保険の給付に関する事務	国民健康保険事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		国保法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産 又は死亡に関して必要な保険給付を行ってい る。	国保法に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産 又は死亡に関して必要な保険給付を行ってい る。		
		成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の 規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り	国保法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。		
	 I - 1. 特定個人情報ファイル				
	を取り扱う事務	査又はその申請等に対する応答に関する事務 (2) 国保法による被保険者証、被保険者資格	査又はその申請等に対する応答に関する事務	事後	
	②事務の概要	証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定	証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定		
		疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額 適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証 明書に			
		関する事務(前号に掲げるものを除く。) (3) 国保法による保険給付の支給に関する事務	関する事務(前号に掲げるものを除く。) (3) 国保法による保険給付の支給に関する事		
			務 (4) 国保法第44条第1項の一部負担金に係 る措置に関する事務		
		(5) 国保法第63条の2の一時差止め関する事務	(5) 国保法第63条の2の一時差止め関する 事務		
		(6) 国保法第76条の1の保険料の徴収又は 同条第2項の保険料の賦課に関する事務	(6) 国保法第76条の1の保険料の徴収又は 同条第2項の保険料の賦課に関する事務		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金」という。)に委託することができる旨の規定が事まという。)に委託することができる旨の規定がまえ、より、方。)に委託することができる旨の規定がまえ、より、方。)に委託することができる旨の規定がまま、オライン資格確認等システムへの資格情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、関保連合会から再委託を受けた国民健康保険とし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険本金(以下「国保中央会」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。		
			〈オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)〉・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等な保険者の資格情報を利用するために、支払基を前よら資格でで、当時では、国保連合会を経由して医療保険者等の資格では、国保連合会を経由して医療保険者等の資格では、国保連合会を経由して医療保険者等の資格では、支払基金が中間サーバー等へ被保険者資格情報の損害をの資格情報を利用するために、支払基金が中の資格である機関別符号の取得を利用して、当町から記した被保険者資格情報とオンライン資格で記録開示システムの目に、情報提供等記録開示システムの目に、情報表示業務機能を利用して、当町が確認をいる情報表示業務機能を利用して、当町が確認をした被保険者資格情報とオンライン資格で記述の提供等に機関別符号の取得がに、当時報とを担付けるに、機関別符号の取得がに、当時報とを記述は、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Iー3. 個人番号の利用		番号法第9条第1項 別表第一30の項及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第24条各号) 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
	I -4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	項、第3項、第4項、第5項、第9項、第17項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第43項、第58項、第62項、第80項、第87項、第93項、第106項、109項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条の1、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第55条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第55条の2、第35条、第55条の2、第55条の1、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第55条の2、第55条の1、第25条の1、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第55条の2、第35条、第55条の2、第44条、第46条、第53条、第55条の2、第44条、第46条、第53条、第55条の2、第44条、第46条、第53条、第55条の2、第44条、第46条、第53条、第55条系。2、第44条、第46条、第53条、第55条の2、第44条、第46条、第53条、第55条系。2、第44条、第46条、第53条、第55条系。2、第44条、第44条、第44条、第58条、第53条、第55条系。2、第44条、第44条、第44条、第58条、第58条、第58条、第58条、第58条、第58条、第58条、第58	0項、第87項、第93項、第106項、109項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2 主務省令第7号」という。) 第1条、第2条、第3 条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19 条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25 条の1、第25条の2、第31条の2、第33条、第	事後	
			<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
	Ⅱ-1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和2年9月1日	事後	
	Ⅱ -2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2019/6/1	2020/9/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I - 4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7項、別表第2 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第9項、第17項、第26項、第27項、第30項、第33項、第39項、第42項、第43項、第58項、第62項、第80項、第87項、第93項、第106項、109項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2主務省令第7号」という。)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条の1、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第55条の2、第43条、第44条、第46条、第53条、第55条の2、第43条、第44条、第46条、第53条、第55条の2	0項、第87項、第93項、第106項、109項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2 主務省令第7号」という。) 第1条、第2条、第3 条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19 条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25 条の1、第25条の2、第31条の2、第33条、第		
		4項 ・別表第2主務省令第7号 第25条の1、第25 条の2、第26条	4項 ・別表第2主務省令第7号 第25条の1、第25 条の2、第26条		
		・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等)	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項		